

目 次

- 議案第 29 号 令和 8 年度杵築市一般会計補正予算（第 2 号）
－ 補正予算書 1 ページ－
- 議案第 30 号 杵築市印鑑条例の一部改正について
－ 議案書 3 ページ－
- 議案第 31 号 杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について
－ 議案書 5 ページ－
- 議案第 32 号 杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て
－ 議案書 7 ページ－
- 議案第 33 号 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例等の一部改正について
－ 議案書 17 ページ－
- 議案第 34 号 杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
－ 議案書 26 ページ－
- 議案第 35 号 杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて
－ 議案書 28 ページ－
- 議案第 36 号 財産の無償貸付の追認について
－ 議案書 30 ページ－

議案第 37 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案書 32 ページ -

議案第 38 号 波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管理者の指定について
- 議案書 34 ページ -

議案第 39 号 市道の路線廃止及び路線認定について
- 議案書 36 ページ -

報告第 10 号 繰越明許費繰越計算書について
(令和 7 年度杵築市一般会計)
- 議案書 41 ページ -

報告第 11 号 繰越計算書について
(令和 7 年度杵築市水道事業会計)
- 議案書 45 ページ -

報告第 12 号 繰越計算書について
(令和 7 年度杵築市下水道事業会計)
- 議案書 48 ページ -

議案第 30 号

杵築市印鑑条例の一部改正について

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市印鑑条例の一部を改正する条例

杵築市印鑑条例（平成17年杵築市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書中「第22条第7項」の次に「(公的個人認証法第22条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「同条第1項」を「公的個人認証法第22条第1項」に、「以下同じ。)」を「)、特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。)又は特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。)(以下「個人番号カード等」という。)」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

第12条の2第1号中「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に、「(個人番号カード」を「(個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 1 号

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年杵築市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行旅死亡人」の次に「等」を加える。

第6条の見出し中「行旅死亡人」の次に「等」を加え、同条第1項中「行旅死亡人」の次に「等」を加え、「1回」を「1体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議案第 3 2 号

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

杵築市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第52条」を「一第52条」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に、「小規模保育事業を」を「小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）を」に改め、同号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第4項において「選考方法」という。）」を加え、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学

前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「これらの項」を「選考方法又は前項」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項」を「第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第29条第1項中「第39条第4項」を「第39条第5項」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当

する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳

以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」、「第31条」及び「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

（1） 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

（2） 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に

限る。) は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。)」を、「により特定地域型保育」の次に「(満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。)」を、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び」を削り、同条第7項中「のものに限る。)」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に改め、「関する規程」の次に「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」を加える。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を、「この章（」の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「含む。次条第3項」を「含む。第52

条第3項」に改め、「以下この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む)」に改め、「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、そ

れぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年杵築市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「。第3号」を「。以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及

び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定

理学療法士等」という。) を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受け

ることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」を削る。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、

1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加える。

附則に次の見出し及び4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加

えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（大分県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は大分県の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

(杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年杵築市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の次に「（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）」を、「の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の杵築市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中杵築市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 1
3 条の改正規定は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

議案第 3 4 号

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

杵築市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年杵築市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 35 号

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部改正に
ついて

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正
する条例

杵築市水道事業の設置等に関する条例（平成17年杵築市条例
第217号）の一部を次のように改正する。

別表中「26, 556」を「21, 057」に、「12, 83
8.92」を「10, 600」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

財産の無償貸付の追認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で貸し付けたことについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 無償貸付をした財産

(1) 建物

所 在	杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
構 造 物	旧杵築市立山浦小学校 普通教室棟
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建て
貸付部分	旧杵築市立山浦小学校 普通教室棟
面 積	1, 1 5 5 . 7 9 m ²

(2) その他

建物に附属する設備及び物品

2 貸付の相手方

杵築市山香町大字山浦 2 5 0 8 番地
山浦地域活性化協議会
会長 阿部 信秀

3 無償貸付の目的

空き校舎の有効活用並びに山浦地区の産業振興による地域活性化及び環境保全を図ることを目的とする。

4 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 37 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

辺地に係る公共的施設の総合整備計画 新旧対照表

上辺地総合整備計画の変更

変更後						変更前							
3 公共的施設の整備計画 令和8年度から12年度までの5年間 (単位 千円)						3 公共的施設の整備計画 令和8年度から12年度までの5年間 (単位 千円)							
区分		事業主体	事業費	財源区分		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額	区分		事業主体	事業費	財源区分		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
施設名	施設名			特定財源	一般財源		施設名	特定財源			一般財源		
[交通通信] 市道 重永吉野渡線 L=230m		杵築市	78,702	40,500	38,202	38,100	[交通通信] 市道 重永吉野渡線 L=230m	杵築市	78,702	40,500	38,202	38,100	
[公民館その 他の集会施設] 上地区コミュ ニティセンタ ー		杵築市	100,000	0	100,000	95,000	[公民館その 他の集会施設] 上地区コミュ ニティセンタ ー	杵築市	100,000	50,000	50,000	47,500	
合計			178,702	40,500	138,202	133,100	合計		178,702	90,500	88,202	85,600	

議案第 38 号

波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管
理者の指定について

次のとおり波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」の指定管
理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 6
7 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

- 1 公の施設の名称
波多方トンネル直販所「いちみらんかえ」
- 2 指定管理者となる団体の名称
いちみらんかえ波多方
- 3 指定管理者となる団体の住所
大分県杵築市大田波多方329番地3
- 4 指定の期間
令和8年8月1日から令和11年3月31日まで

議案第 39 号

市道の路線廃止及び路線認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により市道の路線を次のように廃止し、同法第 8 条第 2 項の規定により次のように認定する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

1 廃止する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
生地支線	50.0	4.0 ~ 6.9	杵築市大字南杵築字生地 1169 番 2 地先 杵築市大字南杵築字生地 1173 番 地先	

2 認定する路線

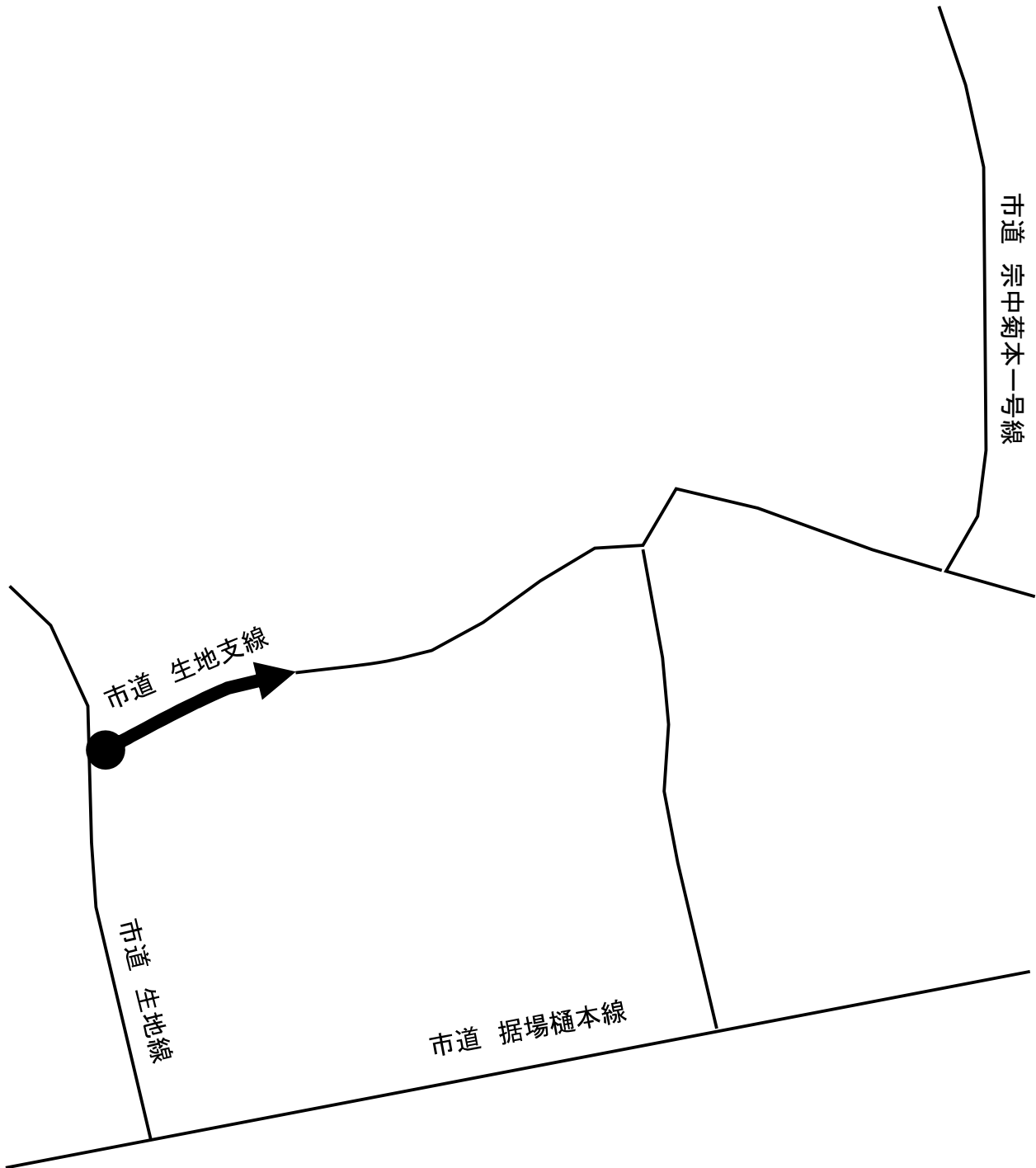
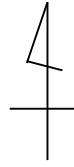
路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
生地支線	235.0	3.0 ~ 6.9	杵築市大字南杵築字生地 1169 番 2 地先 杵築市大字南杵築字菊本 1329 番 地先	
フケ線	120.0	5.6 ~ 9.0	杵築市大字南杵築字フケ 779 番 1 地先 杵築市大字南杵築字フケ 762 番 1 地先	

廃止

いくじしせん
生地支線

L = 50.0m

W = 4.0m ~ 6.9m

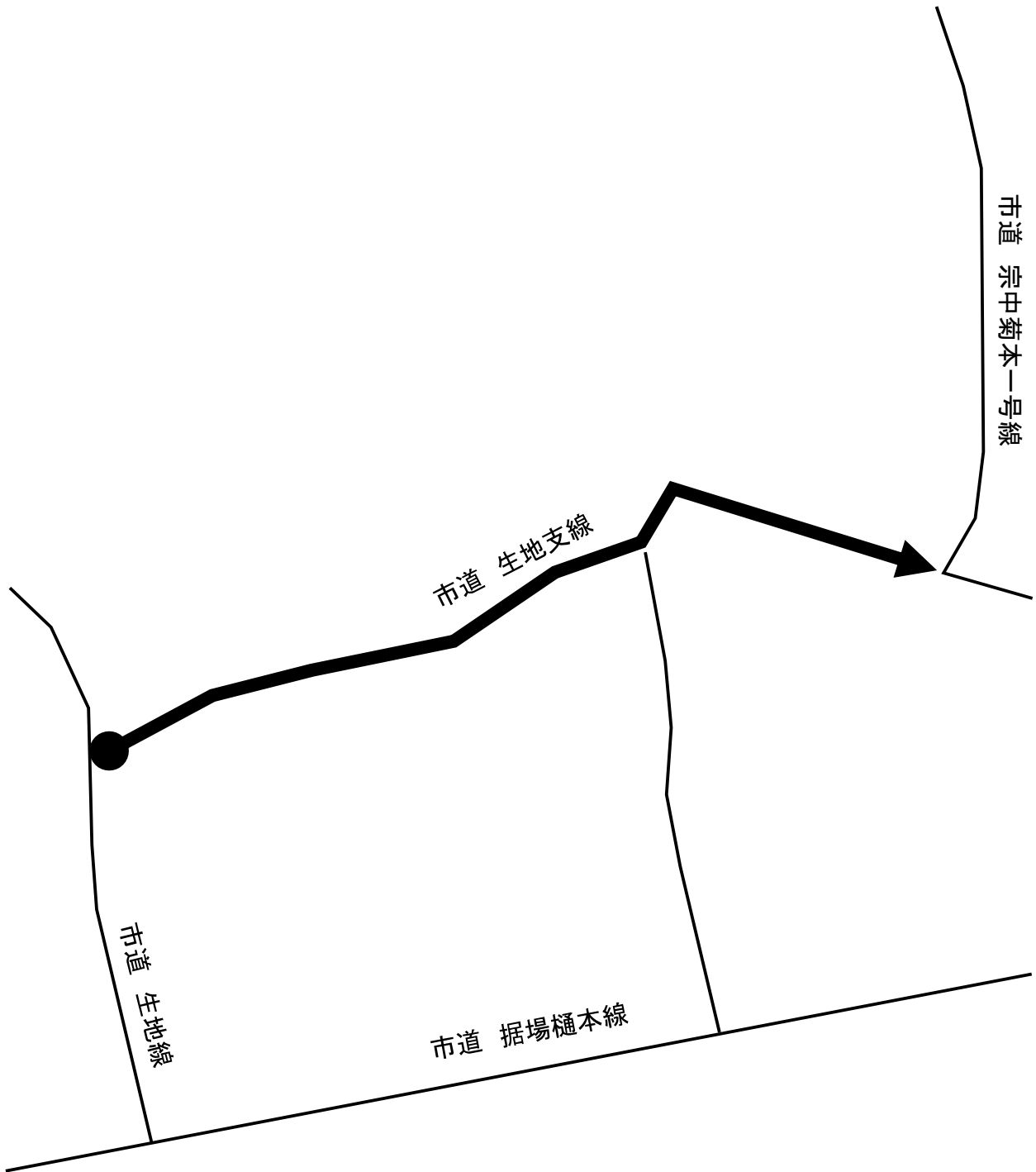
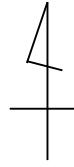


認定

いくじしせん
生地支線

L = 235.0m

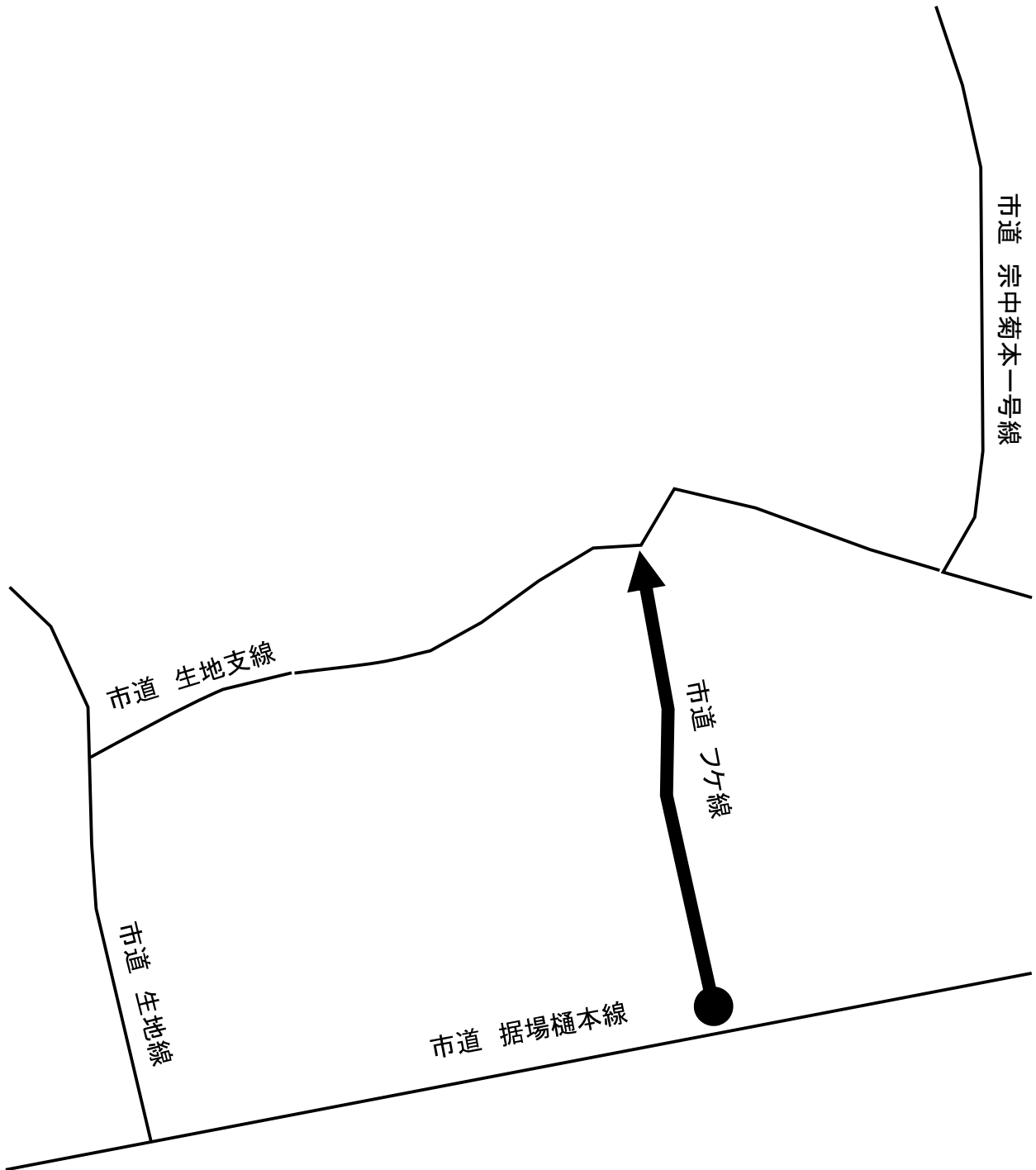
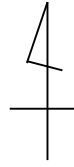
W = 3.0m ~ 6.9m



認定

ふけせん
フケ線

L = 120.0m
W = 5.6m ~ 9.0m



報告第10号

繰越明許費繰越計算書について

令和7年度杵築市一般会計予算のうち、令和8年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月8日提出

杵築市長 永 松 悟

令和7年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳			一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地 方	未 収 入 特 定 財 源	債 そ の 他	
2.	1. 総務管理費	物価高騰対策事業 (お買物券)	144,500,000	72,928,000	0	66,074,000	0	0	6,854,000
2.	3. 戸籍住民登録費	戸籍住民基本台帳事業 (システム改修)	3,231,000	3,231,000	0	3,230,000	0	0	1,000
2.	5. 統計調査費	地籍調査事業	80,989,000	80,989,000	0	55,800,000	0	0	25,189,000
3.	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支 給事業	10,629,000	3,420,000	0	0	0	0	3,420,000
5.	1. 農業費	農業水路等長寿命化・防災減 災事業(ため池廃止)	24,895,000	24,895,000	0	24,885,000	0	0	10,000
5.	1. 農業費	農業水利施設整備事業 向野 地区	11,624,000	11,624,000	75,000	8,020,000	2,100,000	1,427,000	2,000

令和7年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	未 収 入 特 定 財 源	
6.	1.	商工費 横岳自然公園管理事業 (ログハウス空調機新設工事)	4,400,000	4,400,000	4,400,000	0	0	0	0	0
6.	1.	商工費 物価高騰対策事業 (プレミアム商品券)	114,000,000	114,000,000	0	112,088,000	0	0	0	1,912,000
7.	2.	道路橋梁費 社会資本整備総合交付金事業 (鹿倉線)	83,837,000	82,048,000	0	42,632,000	39,300,000	0	0	116,000
7.	2.	道路橋梁費 道路メンテナンス事業 (橋梁等長寿命化修繕事業)	88,652,000	87,052,000	0	49,727,000	37,300,000	0	0	25,000
7.	3.	河川費 急傾斜地崩壊対策事業	10,001,000	6,501,000	650,000	3,250,000	2,600,000	0	0	1,000
9.	3.	中学校費 中学校管理事業 (スクールバス購入)	8,481,000	8,481,000	0	3,900,000	4,000,000	0	0	581,000

令和7年度 杵築市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	繰越明許費 設定額	翌年度繰越額	既 特 定 財 源 入 入	左の財源内訳				一 般 財 源
						国 県 支 出 金 地	方 債 そ の 他	未収入特定財源		
								未収入特定財源	他	
10.	1. 農林水産業施設 災害復旧費	耕地災害復旧事業 (過年補助分)	490,000,000	440,877,000	4,597,233	337,190,000	7,500,000	0	91,589,767	
10.	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業 (過年補助分)	430,356,000	391,485,000	0	251,444,000	52,400,000	0	87,641,000	
10.	2. 公共土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業 (過年単独分)	12,120,000	10,619,000	70,000	0	10,500,000	0	49,000	
	一 般 会 計 合 計		1,517,715,000	1,342,550,000	9,792,233	958,240,000	155,700,000	1,427,000	217,390,767	

報告第 1 1 号

繰越計算書について

令和 7 年度杵築市水道事業会計予算のうち、令和 8 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和7年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金		
1.	資本的支出	建設改良費 豊洋第8水源用地測量委託業務	4,075,000	0	4,075,000	0	4,000,000	0	75,000	委託場所は、現在、国土調査を実施しており、国土調査データが利用できるようになる時期に発注する時期を調整したため。
1.	資本的支出	建設改良費 中平久保畑線配水管布設替工事	7,074,000	0	7,074,000	0	7,070,000	0	4,000	県が発注しているため池堤体工事との工程調整に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費 水田畑地化推進基盤整備事業に伴う配水管布設替工事(野田地区) 補償工事	1,645,000	0	1,645,000	0	730,000	904,000	11,000	県が発注している区画整理工事との調整に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費 重永吉野渡線配水管布設替工事	9,750,000	3,600,000	6,150,000	0	6,100,000	0	50,000	他工事との工程調整に不測の日数を要したため。
1.	資本的支出	建設改良費 松尾線配水管布設替工事	7,540,000	0	7,540,000	0	7,500,000	0	40,000	他工事との工程調整に不測の日数を要したため。

令和7年度 杵築市水道事業会計予算繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金		
1.	資本的支出	建設改良費									
	1.	熊野送水ポンプ所ポンプ 更新工事	11,990,000	4,730,000	7,260,000	0	2,900,000	4,278,000	82,000		機器調達に不 測の日数を要 したため。
		水道事業会計 合計	42,074,000	8,330,000	33,744,000	0	28,300,000	5,182,000	262,000	0	

報告第 1 2 号

繰越計算書について

令和 7 年度杵築市下水道事業会計予算のうち、令和 8 年度に別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により報告する。

令和 8 年 6 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

令和7年度 杵築市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	説明	
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
1.	資本的支出	建設改良費										
	1.	ストックマネジメント対策実施業務(処理場水処理施設)	73,637,000	0	73,637,000	40,500,000	29,400,000	0	3,737,000			入札不調に伴う仕様の変更 に不測の日数 を要したため。
		下水道事業会計 合計	73,637,000	0	73,637,000	40,500,000	29,400,000	0	3,737,000		0	

